

別紙「警備時間の追加について」

「Ⅱ 一般事項」の「2 警備時間及び警備実施日数」のホール等を繰上げまたは超過して利用する場合について、警備時間及び契約単価を次のとおり定める。

記

(勤務時間)

- (1) 通常開館日において、繰上げとなる場合については「8：00」を「7：00」とする。
- (2) 通常開館日において、超過となる場合については「23：00」を「24：00」とする。

(契約単価)

- (1) 繰上げとなる場合についての契約単価は1時間あたり1,200円とする。
- (2) 超過となる場合についての契約単価は1時間あたり1,800円とする。